



意見が分かれた議案等（各議員の賛否一覧表）

議案	議員	賛否	議決結果																						
			公明党	日本共産党			新政クラブ		仁政会				会派の所属なし												
			村上清彦	倉島良司	稲毛明	岡部直史	宮脇雅夫	福住つゆ子	江口卓王	佐竹政志	池田強	浅間信一	山口功位	高橋幸信	石川恒夫	中島正昭	山崎正春	泉誠蔵	遠藤智子	風間輝栄	雪正文	山賀清一			
市長提出議案	予算	平成23年度阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算（第2号）																							
		(原案) 歳入歳出それぞれ86万5千円を追加し総額2,011万3千円とする。借地についての不動産鑑定委託料35万5千円、工事設計委託料51万円を増額。																							
		(修正案) 工事設計委託料51万円を削除する。	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
		平成23年度阿賀野市一般会計補正予算（第8号）																							
議員提出議案	意見書	平成23年度阿賀野市少年自然の家特別会計補正予算の修正に伴い、整合性を図るため同会計への繰出金を51万円減額する。	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		郵政改革法案の早期成立を求める意見書の提出について	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		郵政改革法案の早期成立を求める意見書を政府並びに国会に提出する。																							
		反対意見：郵政改革法案の早期成立を求める請願の反対意見と同じ。																							
市議員提出議案	請願	郵政改革法案の早期成立を求める請願	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		討議(要旨)	<p>反対意見：この法案が示す経営形態を株式会社化した上での3分社化では国民の望む郵政サービスはできない。3事業一体で公社としての再生が必要だ。</p> <p>賛成意見：郵政事業が民営化されてから4年を経過した。その間たくさんの市民の皆さんから「郵便局は不便になった」とのサービス低下に対する意見があった。それらの不便となった郵政事業を正すため、郵政改革関連三法案の早期成立を求めるものである。</p>																						
		採択																							

継続審査となった議案等

請願	私立保育園運営助成に関する請願 保育内容をより充実させ、「気になる子」の早期支援のため、保育士加配の人員費補助を願いたい。
----	--

阿賀野市議会基本条例を制定しました

議会は市民の代表として、より信頼いただける存在となるため、改革を進めるべく議会基本条例を制定しました。これは議会の基本理念や議員の職務、議会運営の原則、市民と議会・市長と議会との関係などを定め、より市民全体の福祉の向上や市政の発展に寄与することを決意し定めたものです。制定は議会改革のスタートであり、この理念を議員全体で共有し進めてまいります。

議会基本条例(案)にいただいたご意見に対し議会の考え方をお知らせします

このたびの議会基本条例の制定にあたって、ご意見を募集(パブリックコメント)しましたところ、7件のご意見をいただきました。お寄せいただいた皆様にご感謝申し上げます。いただいたご意見を検討し、いくつか採用させていただき成案いたしました。成案とするまでの基本的な考え方についてお知らせします。

なお、個別のご意見に対する採用・不採用の別や議会としての考え方については、ホームページに掲載させていただきます。ホームページに掲載した紙ベースのものは議事事務局に用意してあります。

● 条例制定についての基本的な考え方

1 条例の文言や言い回しについては、より分かりやすい表現となるよう配慮しました。

2 条例制定の目的は、前文や第1条(目的)で示すように、時代の変革に即応し、議会及び議員が市民の方々の負託に応え、より信頼をいただける存在として、改革・改善にあたるための活動規範として定めるものです。

3 議会改革は、この条例の制定で完結するものではなく、条例の運用基準を定め、更に現行の

議会関係条例や規則・規程の改正作業や新たに政治倫理条例などの制定によって個別具体的事項を定めて行く事となります。

4 まちづくり基本条例(自治基本条例)では、市民の権利とともに、市民の役割や責任も果たしてありますが、議会基本条例は、まちづくり基本条例にうたがっている、議会の責務を受け、議員が市民の代表として、その責任や役割の自覚と自己研さんにより、市民の方々の負託に応え、かつより信頼をいただける議会や議員であるために主体的かつ能動的に行動する活動規範であり、市民の方々へ役割や責任を求めるものではありません。

5 この条例の制定は、基本理念の有効かつ積極的運用を図り議会改革へのスタートと位置付けています。

■ 議会改革の推進に向けて

議会基本条例の制定に伴い、条例に定めた基本的な考え方を実践するため、議会改革推進特別委員会を設置しました。政策部会、広報部会に分かれて活動を進めていきます。

政策部会は議会運営、政策提案、議員研修の充実等の検討や提案を行い、当面の作業は、基本条例を踏まえた各議会関係の条例・規則等の整備作業を進めます。

広報部会は、議会活動の発信や議会報告会、懇談会等、市民参加及び市民との連携を図るための企画立案を行っていきます。

議会基本条例に関する調査特別委員会委員長
議会改革推進特別委員会委員長
石川 恒夫

議会だより編集特別委員会先進地研修

平成23年11月15日、日経グローバルで議会改革度全国第一位に選ばれた京都府京丹後市議会へ先進地研修を行いました。

京丹後市議会広報は、合併直後の平成16年8月に創刊、A4版24ページを基本構成として定例会ごとに発行し、現在第30号を数えています。7名の委員により編集を行い、議員は任期中に必ず1回広報編集委員を経験し、議会広報の編集過程や意義を共有する事としています。

議会広報のほか、本会議のインターネット配信やケーブルテレビ放送も行い、定例会前には一般質問項目を新聞折り込みして議会に対する興味の持続に努めています。このほか、議会報告会を定例会ごとに開催し、まちづくり政策決定過程への市民参加と議会活動の直接説明に加え、議会に対する意見を直接聴く機会としています。

市民アンケート調査では、72%の方が市議会に関心を持ち、75%の方が議会広報を読んでいます。議会への信頼を得るために常に市民への説明責任を果たし、そのために政策水準を高める議論を行えるよう情報提供を求め、執行部も積極的に応えています。

議会と市民の距離を少なくし住民参加を進める事が重要で、より市民に親しまれる広報活動に努めたいと思います。



京丹後市役所